

## 名古屋市交通局管理規程第2号

ICカード乗車券取扱規程及び地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により乗車料金を納付する場合の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

令和8年1月13日

名古屋市交通局長 折戸秀郷

(ICカード乗車券取扱規程の一部改正)

第1条 ICカード乗車券取扱規程(平成23年名古屋市交通局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「単に「クレジットカード」」を「「指定クレジットカード」」に改め、同条第24号中「クレジットカードを」を「指定クレジットカードを」に改める。

第4条第3項中「第39条第3項及び第4項」を「第39条第4項及び第5項」に改め、同条第4項第1号中「第39条第3項」を「第39条第4項」に改め、同項第8号及び同条第7項中「第39条第3項及び第4項」を「第39条第4項及び第5項」に改める。

第39条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、乗客は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により料金を納付した付加定期券が不要となった場合において、自動券売機にICカード定期券及び料金納付に使用したクレジットカードを投入し、かつ、生年月日を入力すること等により当該ICカード定期券の記名人本人であることを証明したときは、当該付加定期券の払戻しを請求することができる。この場合において、乗客が自動券売機で同意の操作をしたときは、当該付加

定期券の払戻しを行うと同時に当該ＩＣカード定期券から当該付加定期券の機能を消去する。

第40条第1項中「第3項」を「第4項」に改める。

第47条第2項中「クレジットカード（」を「指定クレジットカード（」に、「、次項及び次条第2項」を「及び次項」に、「クレジットカードに」を「指定クレジットカードに」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第3項中「クレジットカードが」を「、前項の規定によりリンク設定された指定クレジットカード（以下「設定クレジットカード」という。）が」に改め、同項第1号中「クレジットカード及びＩＣカード」を「設定クレジットカード及び前項の規定によりリンク設定されたＩＣカード（以下「設定ＩＣカード」という。）」に改め、同項第2号中「クレジットカード及びＩＣカード」を「設定クレジットカード及び設定ＩＣカード」に改め、同項第3号中「クレジットカード、更新後のクレジットカード及びＩＣカード」を「設定クレジットカード、更新後の設定クレジットカード及び設定ＩＣカード」に改める。

第48条第2項中「クレジットカード及びＩＣカード」を「設定クレジットカード及び設定ＩＣカード」に、「クレジットカードとＩＣカード」を「設定クレジットカードと設定ＩＣカード」に改める。

第49条第1項第2号中「クレジットカードの」を「指定クレジットカードの」に改める。

（地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により乗車料金を納付する場合の特例に関する規程の一部改正）

第2条 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により乗車料金を納付する場合の特例に関する規程（平成24年名古屋市交通局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「取扱う」を「取り扱う」に改め、同項ただし書中「前条第2号に定める特別の料金の乗車券のうち一日乗車券その他別に定めるもの、同条第4号に定める特別の料金の乗車券のうち24時間乗車券その他別に定めるもの及び同条第5号に定める共通一日乗車券」を「次の各号に掲げる乗車券」に、「取扱う」を「取り扱う」に改め、同項に次の各号を加

える。

- (1) 前条第2号に定める割引定期券及び特別の料金の乗車券のうち一日乗車券その他別に定めるもの
- (2) 前条第4号に定めるもの
- (3) 前条第5号に定める割引連絡定期券のうち割引通勤定期券、割引学生定期券及び割引学生通学定期券並びに共通一日乗車券
- (4) 前条第6号に定める割引定期券

第3条第2項中「各乗車券発行所」の次に「及び自動券売機の一部」を加え、「取扱う」を「取り扱う」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号に掲げる乗車券の既納料金の還付手続については、各乗車券発行所においてのみ取り扱う。

- (1) 前条第2号に定める割引定期券及び特別の料金の乗車券のうち一日乗車券その他別に定めるもの
- (2) 前条第4号に定めるもの
- (3) 前条第5号に定める割引連絡定期券のうち割引通勤定期券、割引学生定期券及び割引学生通学定期券並びに共通一日乗車券
- (4) 前条第6号に定める定期券のうち東海旅客鉄道株式会社の鉄道線を含む連絡運輸の定期券及び割引定期券

#### 附 則

この規程は、令和8年1月14日から施行する。